令和９年度
放課後児童クラブ
利用案内＆しおり



精華町 健康福祉環境部 子育て支援課

〒６１９－０２８５　精華町大字南稲八妻小字北尻７０番地

TEL　０７７４-９５-１９１７

FAX　０７７４-９５-３９７４

Email　kodomo@town.seika.lg.jp

目次

P.１　放課後児童クラブについて

P.２　所在地

P.３　開所日 / 閉所日 / 申込書

P.４　利用基準と必要書類

P.６　利用申込に関する注意事項

P.７　利用申込受付と利用開始日

P.８　記入例

P.９　利用料と納付方法

P.１１ 利用決定後について

P.１２ 利用決定後の各手続き案内

P.１４ 留意事項

P.１５ 気象警報発令時及び地震発生時などによる臨時閉所等について

P.１６ 放課後児童クラブＱ＆Ａ

P.２０ サポート事業

令和８年度から引き続き利用を希望される方も、改めて利用申込が必要です。

利用案内＆しおりの内容が年度ごとに変更する場合もありますので、必ずご一読いただきますよう、お願いいたします。

放課後児童クラブについて

● 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者や家族が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

● 指導の目標

学校の放課後、児童が遊びを通じた集団生活の中で異年齢児との交流を深めることにより、相互理解を深め基本的生活習慣を養うなど、豊かな人間性を身につけるよう育成することを目標としています。

基本方針

・児童一人一人の自発性を大切にし、自主的活動を促す。
・スポーツや遊び等の集団生活を通じ、仲間づくりを進め社会性を伸ばすよう努める。
・日常生活に必要な生活習慣が身につけられ、規則を守っていけるよう促す。
・児童の安全管理と保健衛生の徹底を図る。

● 対象児童

令和９年度の利用時点において町内に在住する児童で、放課後、保護者が共働きなどの事情で家庭にいない小学校（特別支援学校小学部含む）に就学している児童（１～６年生）を対象とします。

● 支援員配置

放課後児童クラブ支援員の配置については、１放課後児童クラブあたり、原則２名以上を配置しています。

ただし、放課後児童クラブの児童数等に応じて支援員を増員する場合があります。

所在地

● 公営放課後児童クラブ　（令和8年１０月現在）

児童クラブ名	所在地	電話番号	定員
精 北　第1放課後児童クラブ	精華町下狛河原田44番地	93-3396	60人
精 北　第2放課後児童クラブ		98-2137	40人
川 西　第1放課後児童クラブ	精華町北稲八間畑ヶ田15番地1	94-4577	70人
川 西　第2放課後児童クラブ		94-5780	70人
川 西　第3放課後児童クラブ（令和９年４月から開所予定）		未定	70人
山田荘 第1放課後児童クラブ	精華町桜が丘二丁目22番地1	72-0782	60人
山田荘 第2放課後児童クラブ		71-8040	40人
東 光　第1放課後児童クラブ	精華町光台七丁目43番地1	070-7820-4981	60人
東 光　第2放課後児童クラブ		070-7820-4982	30人
精華台 第1放課後児童クラブ	精華町精華台一丁目2番地1	95-3766	60人
精華台 第2放課後児童クラブ			40人

・各児童クラブで入所人数等により、クラス分けを行います。人数調整により同学年でクラスが分かれる場合があります。

・川西第3放課後児童クラブの電話番号については、設置次第所属予定の保護者の方へお伝えします。

● 民営放課後児童クラブ

児童クラブ名	所在地	電話番号	定員
ひかりだい第1放課後児童クラブ※（運営：社会福祉法人 千祥福祉会）	精華町光台七丁目11番地（光台近隣センター内）	95－3820	40人
ひかりだい第2放課後児童クラブ※（運営：社会福祉法人 千祥福祉会）			40人
かしのき放課後児童クラブ（運営：社会福祉法人 京都長尾会）	精華町精華台一丁目2番地1	94-5585	80人

※ひかりだい放課後児童クラブは、直接利用申込をしてください。

ひかりだい放課後児童クラブのみ民設民営となりますので、利用料も運営法人への直接納付となります。詳細につきましては、運営法人へお問い合わせください。

開所日 / 閉所日 / 申込書

1．開所日

毎年度、４月１日から翌年３月３１日の下表の日とします。

開所日	開所時間
月曜日から金曜日	児童の下校時から午後６時まで
土曜日	午前８時から午後６時まで
春・夏・冬休み（長期休暇）の期間	午前８時から午後６時まで
その他学校休業日（学校の振替休日等）	午前８時から午後６時まで
延長利用（平日月曜日～金曜日、長期休暇中、その他学校休業日）	午後６時から午後７時まで

※土曜日につきましては、前日午後５時までに児童の出席予定の連絡がない場合は、放課後児童クラブを閉所する場合があります。

※土曜日の延長利用はできません。

※育児休業取得中、又は、育児短時間勤務中による利用の方は延長利用はできません。

※育児休業取得中による利用の方は、土曜日利用はできません。

2．閉所日

次に定める日は閉所日とします。

・日曜日及び国民の祝日
・１２月２９日から翌年１月３日までの日
・気象警報発令等により学校が休校となった日
・その他、学校行事等で開所できない日

3．利用に必要な申込書

次の書類をご提出ください。

① 放課後児童クラブ利用申込書
② 個人情報確認同意書及び誓約書
③ 利用基準等に応じて必要とする書類 （P. 4、P. 5参照）

（①～③は必須書類）

④ 放課後児童クラブ延長利用関係申込書 （※該当する場合のみ（P. １２参照））
⑤ 祖父母等が保育できない申立書 （※該当する場合のみ（P. ６参照））
⑥ 誓約書（転入用） （※該当する場合のみ（P. ６参照））
⑦ 誓約書（就労用） （※該当する場合のみ（P. ６参照））等

利用基準と必要書類

● 利用基準

令和９年４月１日時点において、小学校（特別支援学校小学部含む）に就学する児童（１～６年生）で、保護者が次の（１）～（８）のいずれかの要件に該当する場合です。

（１）家庭外で働いている

・昼間に居宅外で労働していることを常態としていること。

・週４日以上または月１５日以上の就労で、帰宅時間が午後３時以降であること。

・正規の雇用形態では、児童クラブの利用基準に当てはまる共働き等の留守家庭児童で、現在は育児短時間勤務中により、利用基準に当てはまらないが、今後正規の雇用形態に復帰予定の場合は利用可能。（※育児短時間勤務中の方は延長利用はできません。）

【必要書類】　①就労証明書（勤務先による証明）

②自営業証明書（・商工会による証明　または　・民生児童委員による証明及び営業許可証やチラシ等仕事の内容が確認できる書類）

③農業従事証明書（農業委員等による証明）

※就労形態により、①～③のいずれかの書類を提出してください。

（２）家庭内で家事以外の仕事をしている

・昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

・週４日以上または月１５日以上の就労で、午後３時以降も引き続いて仕事のために時間的な拘束を受けること。

・正規の雇用形態では、児童クラブの利用基準に当てはまる共働き等の家庭児童で、現在は育児短時間勤務中により、利用基準に当てはまらないが、今後正規の雇用形態に復帰予定の場合は利用可能。（※育児短時間勤務中の方は延長利用はできません。）

【必要書類】　①就労証明書（供給先で証明）

②自営業証明書（・商工会による証明　または　・民生児童委員による証明及び営業許可証やチラシ等仕事の内容が確認できる書類）

※就労形態により、①または②のいずれかの書類を提出してください。

（３）育児休業を取得している場合

・以下の①～③全てに当てはまる場合、利用可能とする。

①これまで放課後児童クラブを利用したことがある家庭であること。

②正規の雇用形態では、児童クラブの利用基準に当てはまる共働き等の留守家庭児童で、育児休業を取得中であること。
③育児休業から必ず復職予定であること。
【必要書類】　就労証明書（勤務先による証明）
※就労証明書は、育児休業取得時と復職後に提出してください。また、復職後については、復職された月末までに復職済の日付が記載された就労証明書を提出してください。
※育児休業中での利用の場合は、延長利用、及び、土曜日利用はできません。

（4）病気や負傷または心身に障害がある

・疾病にかかり若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有する者。
・おおむね１か月以上の入院の場合、その入院期間。
・おおむね１か月以上の通院で、それに要する時間が週４日以上または月１５日以上で、帰宅時間が午後３時以降である場合、その通院期間。
・その他おおむね１か月以上の、保育ができない旨を記載した医師の診断書等が提出された場合、その記載期間。
【必要書類】　医師の診断書、または、障害者手帳の写し

（5）病気や心身障害者の同居の親族等の看護等をしている

・１か月以上にわたり疾病の状態にある、または精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
・おおむね１か月以上の入院の付添看護を必要とする場合、その看護期間。
・おおむね１か月以上の通院で、週４日以上または月１５日以上の通院看護を必要とし、帰宅時間が午後３時以降である場合、その看護期間。
・その他おおむね１か月以上の、看護が必要な旨を記載した医師の診断書等が提出された場合、その記載期間。
【必要書類】　医師の診断書または障害者手帳の写し、及び申立書

（6）妊娠中（出産前）であるかまたは出産後間がない

・出産日の前後８週間（計１６週間）のうち、必要な期間。
【必要書類】　母子健康手帳の写し（出産予定日がわかるもの）

（7）就学している（職業訓練校等における職業訓練を含む）

【必要書類】　在学証明書または学生証、及び時間割表等

（8）その他

・町長が認める（１）～（７）に類する状態にあること。
【必要書類】　町長が必要と認める書類

利用申込に関する注意事項

● 以下の方は利用申込の受付ができませんので、ご注意ください。

・申込書類の不備や記入漏れがある方
（消えるボールペンや鉛筆で記入している場合も受付ができません。）
・児童の利用日数が、週３日以上ない方（長期休暇中など一部事由除く。）
・現在通学している小学校の校区**以外**で開設されている放課後児童クラブを利用希望される方

● 以下に該当する方は、追加で提出いただく書類があります。

・６５歳未満の同居の祖父母等がいる場合
→**「祖父母等が保育できない申立書」**をご提出ください。
・利用申込時点において、児童が本町に住所を有していない場合
→**「誓約書（転入用）」**をご提出ください。
※ただし、利用開始日の前日までに（４月一斉申込の場合は令和９年３月３１日までに、年度途中利用申込の場合は利用開始日前日までに）本町に転入届の提出かつ居住されなかった場合は、利用決定を取消しいたします。
・利用申込時点において、無職(求職中、内定含む）の場合
→利用申込時点で無職の場合でも利用申請が可能です。
「誓約書（就労用）」をご提出ください。
※ただし、利用開始日より１か月以内に就労証明書等の提出が必要です。期日までに就労を確認できない場合は、利用を廃止（取消し）していただきます。

● その他

・４月入所一斉利用申込の受付期間において、申込児童数が定員を上回る場合、低学年（１～３年生）の児童やひとり親家庭の児童等を優先し、利用決定をいたしますのでご了承ください。
・利用決定にあたり、必要に応じて面談等を行う場合があります。
・昨年度から引き続きご利用を希望される方で、前年（令和８年）１２月以前の放課後児童クラブ利用料が未納となっている方は、お申込みいただく前に必ずご相談ください。未納状況の改善が確認できない場合は、利用廃止や、新たな利用を制限させていただくことがあります。

利用申込受付と利用開始日

● ４月一斉利用申込

・受 付 期 間：令和8年１１月３０日（月）～　令和8年１２月２８日（月）

・受 付 場 所：子育て支援課の窓口へ提出 … 平日 午前8時３０分～午後5時１５分

子育て支援課へ郵送で提出 … 令和8年１２月２８日（月）の消印まで有効

放課後児童クラブの窓口に提出 … 放課後児童クラブの開所時間内

※所属している放課後児童クラブへ継続入所される方、及び、そのご兄弟が新規入所される場合については、放課後児童クラブの窓口で提出可能。

・利 用 開 始 日：令和9年4月1日

※利用決定を通知するまでは事前にお問い合わせいただいても、お答えできかねますのでご了承ください。なお、利用決定通知書は、令和９年２月中旬頃に郵送いたします。

● 年度途中利用申込

・受 付 期 間：以下の表のとおり

・受 付 場 所：子育て支援課の窓口へ提出 … 平日 午前8時３０分～午後5時１５分

・利 用 開 始 日：入所希望月の１日

※各放課後児童クラブには定員があり、定員に空きがない場合は、お待ちいただくことがあります。

＜受　付　期　間＞

利用開始希望月	受付期間	利用開始希望月	受付期間
令和9年　4月	上記参照	令和9年　１０月	令和9年7月1日 ～令和8年8月３１日
令和9年　5月	令和9年2月1日 ～令和9年3月３１日	令和9年　１１月	令和9年8月2日 ～令和9年9月３０日
令和9年　6月	令和9年3月1日 ～令和9年4月３０日	令和9年　１２月	令和9年9月1日 ～令和9年１１月1日
令和9年　7月	令和9年4月1日 ～令和9年5月３１日	令和１０年　1月	令和9年１０月1日 ～令和9年１１月３０日
令和9年　8月	令和9年5月6日 ～令和9年6月３０日	令和１０年　2月	令和9年１１月1日 ～令和9年１２月２８日
令和9年　9月	令和9年6月1日 ～令和9年8月2日	令和１０年　3月	令和9年１２月1日 ～令和１０年1月３１日

記入例

精華町放課後児童クラブ利用申込書

令和〇年〇〇月〇〇日

精華町長　様

和暦でご記入ください。

申請者　住所　**精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地**

（保護者）氏名　**精華　太郎**

電話　**1234-56-7890**

令和９年４月時点の学年をご記入ください。

放課後児童クラブへの利用を次のとおり申し込みます。

	（フリガナ） 氏　名	性別	生年月日	小学校名 （学　年）	区分
利用児童	（**セイカ　ジロウ**） **精華　次郎**	**男**	**平成 30 年 6 月 1 日**	**〇〇** 小学校 （新 **3** 年生）	□新規 ☑継続
	（**セイカ　ハナヨ**） **精華　花代**	**女**	**令和 2年 5 月 2 日**	**〇〇** 小学校 （新 **1** 年生）	☑新規 □継続
			年　月　日	小学校 （新　年生）	□新規 □継続

和暦でご記入ください。

どちらかに☑してください。

家族状況（利用児童を除く）	氏　名	生年月日	続柄	勤務先・学校名等 （勤務先等電話番号）
	精華　太郎	**昭和６１年8月1日**	**父**	**〇〇役場** **（1234-56-7890）**
	精華　花子	**昭和６２年１０月１０日**	**母**	**〇〇百貨店** **（1234-56-7890）**
	精華　一郎	**平成２４年１２月１５日**	**兄**	**〇〇中学校**

第1、第2等の記入は必要ありません。

利用を希望する放課後児童クラブ名	**〇〇放課後児童クラブ**
利用を希望する理由	**例：両親共働きのため、保育ができない。（具体的にご記入ください。）**
利用開始希望月	令和 **9** 年 **4** 月
利用予定曜日	☑月 ☑火 ☑水 ☑木 ☑金 □土 ※あくまでも申込時点での予定であり、チェックした曜日以外の利用ができないということではありません。
延長利用希望	☑あり　※ありの場合、延長利用関係申込書の提出が必要です。 □なし
備考	□ 特別支援学級通級・在籍（予定） □ 生活保護世帯 □ ひとり親世帯 ☑ 多子世帯（放課後児童クラブを利用している児童に限る） ・出身保育所または幼稚園等（新１年生のみ記載）【 **〇〇保育所** 】

前年度より継続で利用される場合も申請が必要です。

当てはまる方は☑してください。何か伝達事項等ありましたら、こちらにご記入ください。

利用料と納付方法

● 利用料

利用料　　月額 5,000 円

延長利用料　月額 2,000 円

※利用料及び延長利用料は月額制となっており、１日以上の在籍者は１か月分の利用料を納付していただきます。日割り計算はしませんので予めご了承ください。

※個別におやつ代として、費用徴収はしておりません。

放課後児童クラブを欠席された場合、おやつの提供は行いませんので、予めご了承ください。

● 利用料を滞納した場合

利用料は、期限内に納付いただきますようお願いします。なお、滞納した場合は、自宅・勤務先等への電話連絡・訪問による督促を行います。

利用料を３か月滞納された場合は、相談の上、ご利用をお断りすることあります。

また、３か月以上滞納された場合は、児童手当から徴収する可能性があります。



● 納付方法

利用料の納付は、原則 口座振替でお願いいたします。

（1）口座振替

利用決定通知書に同封する『精華町預金口座振替依頼書』に必要事項を記入の上、複写になっている３枚を、はずさずにそのままで、直接、取扱い希望の金融機関の窓口へご提出ください。

振替日は各月の月末です。ただし、１２月は２５日となります。（金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。）

※手続きに時間を要する場合がありますので予めご了承ください。

※放課後児童クラブ利用開始日までに口座振替の手続きを済ませてください。

精華町指定（代理）金融機関

京都銀行
みずほ銀行
三菱ＵＦＪ銀行
三井住友銀行
南都銀行
りそな銀行
関西みらい銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都やましろ農業協同組合
ゆうちょ銀行・郵便局（近畿２府４県）

※上記の指定（代理）金融機関は、変更になる場合があります。

（2）振込

ご都合により口座振替ができない場合は『納付書』を送付いたしますので、納付期限までに、納付書裏面記載の金融機関の窓口もしくはコンビニエンスストアで納付してください。

納付期限を過ぎると、コンビニエンスストアでの納付は出来ませんのでご注意ください。

	納付期限（口座振替指定日）		納付期限（口座振替指定日）
令和9年4月分	4月30日	令和9年10月分	11月1日
令和9年5月分	5月31日	令和9年11月分	11月30日
令和9年6月分	6月30日	令和9年12月分	12月27日
令和9年7月分	8月2日	令和10年1月分	1月31日
令和9年8月分	8月31日	令和10年2月分	2月29日
令和9年9月分	9月30日	令和10年3月分	3月31日

利用決定後について

● 持ち物

・連絡帳
・ハンドタオル または ハンカチ
・ティッシュ
・水筒（お茶 または お水）
・弁当（土曜日・長期休暇期間・その他学校の振替休日等）
・その他、各放課後児童クラブで必要なもの（各放課後児童クラブで必要物品が異なるため、利用開始前に各放課後児童クラブへご確認ください。）

持ち物には必ず、
名前をご記入ください

● 緊急連絡カード

利用決定通知書に同封する『緊急連絡カード』を、必ず、放課後児童クラブ利用開始日までに支援員へご提出ください。なお、緊急連絡先を変更される場合、変更内容を必ず支援員にご連絡ください。

このカードは大変重要なものになりますので、記入漏れの無いようにお願いします。
裏面にご記入いただく地図については、コピーでも可能です。

● 傷害保険の加入

放課後児童クラブ利用中の不測のけが・事故等に備えて、『傷害保険』に加入します。
保険加入料は、精華町（または運営法人）が負担します。
※原則、放課後児童クラブへの登降所中のけが・事故等は対象になりません。



利用決定後の各手続き案内

（1）～（5）の手続きに係る提出書類は、原則子育て支援課へご提出ください。
※お電話・メールでの受付はできません。郵送でのご提出は受付可能です。
※お子さまに預けて放課後児童クラブへの提出は受付できません。

（1）申込内容の変更

世帯状況や就労状況など当初の申込内容に変更がある場合は、手続きを要する場合がありますので、子育て支援課へご連絡ください。

就労要件での利用中に退職等の変更があった場合、まず子育て支援課へご連絡ください。
求職活動中であることなどが確認できましたら、１ヶ月の猶予期間を設ける場合があります。

（2）利用廃止

提出書類：利用廃止届

提出期限：廃止される日の１週間前まで

※次の場合は利用廃止（取消し）のご案内をすることがありますので予めご了承ください。
・無断で５日以上連続して欠席した場合
・特別な理由なく１か月に１５日以上欠席した場合（土・日曜日、祝日は除く）
※利用廃止届の提出がない場合、放課後児童クラブに通所していなくても、その期間の利用料をお支払いいただきますのでご了承ください。
※放課後児童クラブ支援員にその旨をご連絡ください。

（3）延長利用申込

提出書類：放課後児童クラブ延長利用関係申込書

提出期限：延長利用希望月の１週間前まで

※『放課後児童クラブ延長利用関係申込書』の『利用申込』にチェックしてください。
※放課後児童クラブ支援員にその旨をご連絡ください。
※育児休業取得中、又は、育児短時間勤務中の方は延長利用はできません。

（4）延長利用廃止

提出書類：放課後児童クラブ延長利用関係申込書

提出期限：延長利用廃止日の１週間前まで

※『放課後児童クラブ延長利用関係申込書』の『利用廃止』にチェックをしてください。
※延長利用廃止届の提出がない場合、延長時間中に利用していなくても、その期間の延長利用料をお支払いいただきますのでご了承ください。
※放課後児童クラブ支援員にその旨をご連絡ください。

（５）利用休止

提出書類：利用休止届

提出期限：利用休止希望日の１週間前まで

※利用休止可能条件

・利用児童が病気やけが等により児童クラブを１か月以上休む場合
（利用休止期間は原則２か月以内）

・夏休み開始日からその年の８月３１日までに３０日以上連続して休む場合

※利用休止届の提出がない場合、放課後児童クラブに通所していなくても、その期間の利用料をお支払いいただきますのでご了承ください。

※放課後児童クラブ支援員にその旨をご連絡ください。

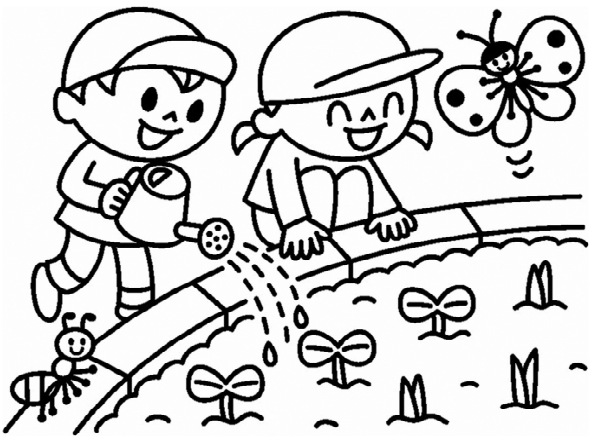

留意事項

● 間食（おやつ等）

各放課後児童クラブにおいて、開所日は利用児童に対して間食（おやつ等）を提供していますが、放課後児童クラブを欠席される場合は、間食の提供は行いませんので、予めご了承ください。また、アレルギー対応が必要な方には、おやつを持参いただく等個別に対応を相談させていただくことがあります。

● 利用児童の通所・帰宅方法及び欠席・早退について

・土曜日及び長期休暇期間中等の自転車による登所は禁止です。
・４月～９月の午後６時以降、１０月～翌年３月の午後５時以降の帰宅は、保護者の迎えを原則とします。なお、保護者に代わって中学生以上の兄姉等の迎えも可とします。
・利用児童の帰宅時間については、原則３０分単位で対応しますので、帰宅方法・帰宅時間等については、利用開始前に支援員と調整してください。電車やバスへの乗車等、細かな帰宅時間の依頼については、お受けできません。
・利用児童が、放課後児童クラブを欠席・早退する場合は、必ず保護者から支援員に連絡してください。
・利用児童が、塾等により帰宅または退出した場合は、早退したものとみなし、その日の児童クラブへの再登所は原則認めておりません。

● 利用児童が発熱やけが等をした場合

・３７度５分以上の発熱時 … 保護者に連絡の上、原則迎えに来ていただきます。
・けが等をした場合　　… 応急処置を行い、保護者に連絡します。

※けが等の程度により救急（１１９番）対応を行う場合があります。
※感染症の流行状況により、発熱時の体温基準は変更することがあります。

● その他

・保護者の方のお仕事等がお休みの場合は、家庭保育にご協力いただきますようお願いします。

気象警報発令時及び地震発生時などによる臨時閉所等について

（1）平日（小学校へ登校している日）の場合

・学校が休校となったとき　➡　臨時閉所（気象警報が発令されていない場合も含む）

・学校登校後に一斉（集団）下校等となったとき　➡　臨時閉所

・放課後児童クラブ利用時に気象警報（精華町及び精華町を含む山城南部地域）が発令されたとき　➡　臨時閉所

（2）土曜日及び長期休暇期間等の場合

・午前7時現在、警報が発令されているとき　➡ 自宅待機

・午前9時までに警報が解除されたとき　➡ 放課後児童クラブを開所

・午前9時までに警報が解除されなかったとき ➡ 臨時閉所

・京都府において熱中症特別警戒情報※（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合

➡　翌日臨時閉所

※都道府県内全ての暑さ指数が３５に達すると予測される場合

・精華町において、震度５弱以上（速報値）の地震が発生した場合　➡　臨時閉所

①前日下校時（前日が休日の場合は、前日の午後5時）から、２４時までに精華町で震度５弱以上の地震が発生した場合　➡　翌日を臨時閉所

②0時から登校開始までに精華町で震度５弱以上の地震が発生した場合　➡　当日を臨時閉所

（3）伝染病や感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルス等）の発生により学年及び学級閉鎖となった場合

➡当該学年及び学級に在籍する児童については、ご利用できません。

臨時閉所となった場合、保護者へメール等により連絡の上、原則迎えに来ていただきます。災害時や非常事態が発生した場合は、保護者の方への連絡が困難になることが想定されます。その際の避難場所（自宅以外の児童の下校先）をご家庭内でお話しいただき、災害等の状況に合わせて対応できるよう予め決めていただきますようお願いします。

放課後児童クラブＱ＆Ａ

●利用基準

Ｑ１　祖父母が同居していても放課後児童クラブを利用できますか？

Ａ１　祖父母が６５歳未満で児童をみることができる場合は、放課後児童クラブの利用申込はできません。児童をみることができない場合は、放課後児童クラブの利用が可能ですが「祖父母等が保育できない申立書」の提出が必要です。

６５歳以上の場合は、申込時に祖父母についての書類は不要です。

Ｑ２　精華町以外の市町村に居住していますが、精華町内の放課後児童クラブを利用できますか？

Ａ２　精華町内の放課後児童クラブを利用できるのは「精華町内に居住している児童のみ」です。

なお、利用申込時に精華町以外の市町村に居住している方で、利用開始日の前日までに精華町に転入することが確実な場合は、精華町在住の方と同様に受付します。ただし、町が定める「誓約書（転入用）」を添付してください。

※住民票が精華町にあっても、居住実態がない場合は精華町内の放課後児童クラブは利用できません。

※出産等の一時滞在の場合は利用できません。

Ｑ３　現在、無職でこれから仕事を探す場合に、放課後児童クラブを利用できますか？

Ａ３　利用開始日から１ヵ月以内に就労予定であれば、誓約書をご提出いただくことで申込が可能です。ただし、利用開始日から１か月以内に就労証明書等の提出が必要となり、もしご提出がない場合は、放課後児童クラブを利用できる基準に該当しないものとして利用を廃止させていただくことになります。

Ｑ４　仕事を辞めました。放課後児童クラブの利用を廃止しなければなりませんか？

Ａ４　仕事を辞めて、規定の利用基準に満たない場合は、放課後児童クラブの利用を廃止していただきます。

Q５　現在は育児短時間勤務中により、週３日の勤務ですが、放課後児童クラブを利用できますか？

Ａ５　もともとの雇用形態が利用基準（週４日以上または月 15 日以上の就労で、帰宅時間が午後３時以降）に当てはまり、かつ、今後正規の雇用形態に復帰予定の場合は利用可能です。詳細につきましては、Ｐ．４をご覧ください。

提出される就労証明書の「雇用の形態」「就労時間」「育児のための短時間勤務制度利用有無」の欄は必ず記載をお願いします。

Q６　もうすぐ育児休業に入りますが、このまま放課後児童クラブを利用してもいいですか？

Ａ６　育児休業中につきましては、これまで放課後児童クラブを利用したことがあり、正規の雇用形態では児童クラブの利用基準に当てはまり、加えて、育児休業から必ず復職予定である、要件を満たしている方は放課後児童クラブを利用可能です。詳細につきましては、Ｐ．４～５をご覧ください。

提出される就労証明書の「雇用の形態」「就労時間」「育児休業の取得」「復職（予定）年月日」の欄は必ず記載をお願いします。

●必要書類

Q７　就労証明書などの必要書類は、申込時に一度提出すればその後は利用の廃止まで提出する必要はありませんか？

Ａ７　利用基準を確認するために、申込時と７月（申込が４月以前の方のみ）の２回、必要書類をご提出いただいております。また、職場が変わった場合や利用要件の理由が変わった場合は、その都度必要書類（就労証明書等）を提出してください。

Q８　申込時にはすでに内定をもらっていますが、就労証明書は勤務開始日以降にしか発行ができません。就労証明書の代わりに内定書の提出でもかまいませんか？

Ａ８　勤務実態の詳細を確認することが難しいため、内定書での受付はできません。申込時には誓約書（就労用）をご提出のうえ、利用開始日から１か月以内に就労証明書を提出してください。

Q９　転職して仕事が変わりました。子育て支援課に届出は必要ですか？

Ａ９　町が定める就労証明書を提出してください。

Q10　放課後児童クラブの利用を途中で廃止する場合は、届出が必要ですか？

A10　利用期間満了（利用年度３月末）の場合は、届出は不要です。利用期間内に途中で利用の廃止をする場合は、子育て支援課に「利用廃止届」を提出してください。

※必ず利用廃止日（利用廃止日は各月末）の一週間前までに利用廃止届を子育て支援課に提出してください。提出が遅れた場合は翌月以降も利用料が必要となります。

●その他

Q11　利用申込前に放課後児童クラブの見学はできますか？

A11　放課後児童クラブで行事がある場合等を除き、見学は随時可能です。事前に見学希望の放課後児童クラブに電話で連絡してください。

Q12　放課後児童クラブには、定員がないのですか？

A12　各放課後児童クラブ毎に定員を設けています。Ｐ．２を参照してください。

Q13　テレワーク等で放課後児童クラブを利用する頻度が減ったので、１か月間のみ利用休止をすることは可能ですか？

A13　利用休止可能条件（P.13 参照）以外の理由による休止はできません。放課後児童クラブを利用しない場合は利用廃止届をご提出のうえ、退所していただきます。

Q14　放課後等デイサービスとの併用利用は可能ですか？

A14　利用基準を満たせば放課後児童クラブと放課後等デイサービスの併用利用は可能です。

Q15　小学校区以外の放課後児童クラブを利用することはできますか？

A15　児童の安全を守る観点から、小学校区が違う放課後児童クラブを利用することはできません。

Q16　気象警報が発令されていない状況でも、学校登校後に一斉（集団）下校をされる場合、放課後児童クラブは臨時閉所されますか？

A16　気象警報が発令されていない状況でも、不審者発生時や害獣出没時等に各小学校判断で一斉（集団）下校された場合、放課後児童クラブは臨時閉所といたします。

※ただし、小学校ごとに、各放課後児童クラブは対応を合わせます。

（例）A小学校が一斉下校しているが、B小学校は一斉下校していない場合

…A小学校の敷地内にあるA放課後児童クラブは臨時閉所しますが、B小学校の敷地内にあるB放課後児童クラブは通常どおり開所いたします。

サポート事業

各種団体が実施しているサポート事業を紹介します。
令和８年１０月時点の情報ですので利用される際は再度確認してください。

（1）精華町ファミリー・サポート・センター事業

お仕事等で保育施設等への送迎ができない時や買い物等の外出でお子さんを預かってほしい時、その他困った時に児童をお預かりする事業です。

【お問い合わせ先】　社会福祉法人　精華町社会福祉協議会　法人運営室

所　在　地　　精華町大字南稲八妻小字砂留２２番地１　「地域福祉センターかしのき苑」内

電 話 番 号　　０７７４－９４－４５７３

（2）精華町社会福祉協議会　『ふれあいサポート事業』

日常生活を送る上で、何らかの援助を必要とする方に対し、地域の協力者が外出時の付き添い、産前産後の家事手伝いなど、家事援助のサービスを提供する会員制の福祉サービス事業です。

【お問い合わせ先】　社会福祉法人　精華町社会福祉協議会　法人運営室

所　在　地　　精華町大字南稲八妻小字砂留２２番地１　「地域福祉センターかしのき苑」内

電 話 番 号　　０７７４－９４－４５７３

（3）精華町シルバー人材センター『子育て支援　委託事業』

概ね６０歳以上の方が会員としてシルバー人材センターに加入し、お困りの方々の暮らしのお手伝いをします。子どもの保育所等への送迎、産前産後の家事援助、短時間の乳幼児の見守り等のお手伝いもします。

【お問い合わせ先】　公益社団法人　精華町シルバー人材センター

所　在　地　　精華町大字植田小字川佐３１番地

電 話 番 号　　０７７４－９８－０５１０

（4）精華町病児・病後児保育事業

子育てと就労の両立を支援するために、保育所及び放課後児童クラブ等に通所している児童等が、病気中または病気の回復期にある場合で、かつ集団保育や家庭での保育が困難な場合において、当該児童を一時的に預かる「病児・病後児保育事業」をたけうちファミリークリニックに委託して実施しています。

【実施施設】　病児・病後児保育室　キッズケア Hanane（たけうちファミリークリニック併設）

所　在　地　　精華町狛田二丁目８番地2

電 話 番 号　　０８０－３７２３－８７４６

詳細はこちら→

（5）病児保育事業

児童がけがや病気中である場合で、かつ集団保育や家庭での保育が困難な場合において、当該児童を一時的に預かる「病児保育事業」を医療法人社団石鎚会やすらぎ保育園で実施しています。※京都田辺中央病院以外のかかりつけ医を受診される場合は、各医療機関にお問い合わせください。

【実施施設】　医療法人社団　石鎚会　やすらぎ保育園

所　在　地　　京田辺市同志社山手二丁目 3-65

電 話 番 号　　０７７４－６５－３９３９

詳細はこちら→

（6）精華町子育て短期支援事業　対象者：町内に住所を有する小学校６年生までの児童

・短期入所生活援助(ショートステイ)事業

子育て中のご家庭で、保護者の方が入院や出張、育児の疲れなどの理由で、一時的に家庭で子どもがみられなくなったとき、児童をお預かりする事業です。

・夜間養護(トワイライトステイ)等事業

子育て中のご家庭で、保護者の方が仕事などの理由で平日の夜間や休日に不在となり家庭で子どもがみられなくなったとき、児童をお預かりする事業です。

【お問い合わせ先】　精華町　健康福祉環境部　こども家庭課　０７７４－９５－１９３１（直通）

（1）～（6）についての詳細は、毎年４月発行のせいか子育て情報誌「SukuSuku(すくすく)」をご覧ください。

情報誌は精華町のホームページにも掲載しています。

